

指定更新申請について

指定の有効期限は6年です。6年ごとに指定更新を受けなければ、指定の効力はなくなります。

更新申請の流れ

① 更新申請書類の提出

- 更新申請書の受付期間は、原則、有効期限の2か月前から30日前までです。
更新事業所数が多い時期等、受付期間を早めに設定する場合があります。
- 必要な様式は市ホームページに掲載しています（下記の通り）。
- 提出書類は市ホームページ掲載の「新規指定及び指定更新申請書類チェックシート」で確認してください。
- 書類がそろっていない場合や不備がある場合は受理できません。

提出先	〒425-8502 焼津市本町2丁目 16 番 32 号 焼津市役所 高齢者福祉課 事業者指導担当 電話：054-625-7020 E-mail： choju@city.yaizu.lg.jp
提出方法	メール、電子申請・届出システム（難しい場合は持参・郵送でも受け付けます）

【市ホームページ】

- 健康・福祉 ≫ 高齢者福祉・介護 ≫ 介護事業所向け情報 ≫ 事業所の指定・更新・各種届出等
- 地域密着型サービス
<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/mitchaku-shinsei.html>
 - 居宅介護支援事業
<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/kyotakukaigo-shinsei.html>
 - 介護予防・日常生活支援総合事業
<https://www.city.yaizu.lg.jp/health-welfare/nursing-care/information/shitei-todokede/jigyō-shinsei.html>

② 手数料の払い込み

申請書類の受理後に納付書をお渡しします。焼津市指定の金融機関で納付してください。審査結果通知書の送付は納付の確認後となります。（手数料は別表のとおり）

③ 書類審査

市担当者が申請書類の内容を確認します。必要に応じ書類の補正をお願いします。

④ 現地確認

原則として、市担当者が事業所を訪問し、現地確認を行います。

⑤ 審査結果通知

審査の結果、問題がないことが確認できれば指定更新を行います。
市から事業所に、指定審査結果通知書を郵送します。

【別表】焼津市新規指定・指定更新手数料（1件当たり）

事業の種類	新規指定	指定更新
地域密着型サービス	20,000 円	10,000 円
居宅介護支援	20,000 円	10,000 円
地域密着型介護予防サービス	15,000 円	8,000 円
介護予防・日常生活支援総合事業	15,000 円	8,000 円
介護予防支援	15,000 円	8,000 円

（例）認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の指定更新する場合
10,000 円+8,000 円の手数料が必要

注意点

以下の場合には指定更新ができませんのでご注意ください。

- 人員・設備・運営基準を満たしていない場合
- 事業所が休止中の場合
- 欠格事由に該当する場合（欠格事由の内容は市ホームページ 各「指定申請等について」に掲載の標準様式「誓約書」をご確認ください）